

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 松戸市議会委員会条例（昭和41年松戸市条例第15号）の一部を次のように改正する。

目次中「特別委員会の設置」を「特別委員会の設置等」に改める。

第2条第2項中「常任委員会」を「各常任委員会」に、「11人」を「、11人」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

第4条第2項を次のように改める。

2 議会運営委員の定数は、14人とする。

第5条の見出し中「設置」を「設置等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第7条第1項を次のように改める。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）の選任は、議長の指名による。

第7条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「会議に諮つて」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任するものとする。

第9条第1項中「行なわせる」を「行わせる」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に改める。

第11条中「行なう」を「行う」に改める。

第19条第2項中「はかつて」を「諮つて」に改める。

第22条第2項中「及び意見をきこうとする」を「、意見を聴こうとす

る」に改める。

第23条中「申出なければ」を「申し出なければ」に改める。

第24条第1項中「、学識経験者等」を「及び学識経験者等」に、「その他の者」を「及びその他の者」に改め、同条第2項中「かたよらないように」を「偏ることのないよう、」に改める。

第2条 松戸市議会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「すぐやる課、秘書課、総務企画本部、財務本部」を「総務部、総合政策部、財務部」に改め、同項第2号中「健康福祉本部」を「健康福祉部、福祉長寿部、子ども部」に改め、同項第3号中「教育経済常任委員会」を「教育環境常任委員会」に、「市民環境本部、教育委員会及び農業委員会」を「市民部、環境部及び教育委員会」に改め、同項第4号中「都市整備常任委員会」を「建設経済常任委員会」に、「都市整備本部及び水道事業」を「経済振興部、街づくり部、建設部、水道事業及び農業委員会」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年3月1日から、その他の規定は同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の松戸市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ、同条の規定の施行の日に、同条の規定による改正後の松戸市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による同表右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による常任委員会の委員長、副委員長及び委員の残任期間とする。

教育経済常任委員会	教育環境常任委員会
-----------	-----------

都市整備常任委員会	建設経済常任委員会
-----------	-----------

- 3 第2条の規定の施行の際現に改正前の条例の規定による常任委員会において継続審査中又は継続調査中の事件については、改正後の条例の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会の継続事件とみなす。

平成25年2月21日

松戸市議会委員会条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

- 松戸市議会委員会条例（昭和41年松戸市条例第15号）  
（第1条関係）

（下線部分は改正部分）

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条（特別委員会の設置）</p> <p>第6条～第30条（略）</p> <p>附則</p> <p>（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条</p> <p>常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>2</u> 常任委員会の委員の定数は11人とする。</p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 議会運営委員会は、<u>委員15人以内で組織する。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（特別委員会の設置）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（委員の選任）</p> <p>第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以</p>	<p>目次</p> <p>第1条～第4条（略）</p> <p>第5条（特別委員会の設置等）</p> <p>第6条～第30条（略）</p> <p>附則</p> <p>（常任委員会の名称、所管及び委員の定数）</p> <p>第2条 <u>議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。</u></p> <p><u>2</u> 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p><u>3</u> 各常任委員会の委員の定数は、<u>11人とする。</u></p> <p>（議会運営委員会の設置）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2 議会運営委員の定数は、<u>14人とする。</u></p> <p>3（略）</p> <p>（特別委員会の設置等）</p> <p>第5条（略）</p> <p>2（略）</p> <p><u>3</u> <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u></p> <p>（委員の選任）</p> <p>第7条 常任委員、議会運営委員及び特別委員（以</p>

下「委員」という。)は、議長が会議に諮つて指名する。ただし、閉会中に委員を選任する必要があるときは、議長において委員を指名することができる。

2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。

3 (略)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行なわせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行なう。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行なう。

(秘密会)

第19条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の会議については、委員長は、討論を用いなくて委員会にはかつて決める。

(公聴会開催の手続)

第22条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見をきこうとする案件その他必要な事項を公示する。

下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任するものとする。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 (略)

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(秘密会)

第19条 (略)

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の会議については、委員長は、討論を用いなくて委員会に諮つて決める。

(公聴会開催の手続)

第22条 (略)

2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所、意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に<u>申出</u>なければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者、<u>学識経験者等</u>(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらないように公述人</u>を選ばなければならない。</p>	<p>(意見を述べようとする者の申出)</p> <p>第23条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に<u>申し出</u>なければならない。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第24条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者<u>及び</u>学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者<u>及び</u>その他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏ることのないよう</u>、公述人を選ばなければならない。</p>
---	---

(第2条関係)

(下線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>(常任委員会の名称、所管及び委員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 総務財務常任委員会            会計管理者、<u>すぐやる課、秘書課、総務企画本部、財務本部</u>、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価員、固定資産評価審査委員会及び消防局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会  <u>健康福祉本部</u>、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項</p> <p>(3) 教育経済常任委員会  <u>市民環境本部</u>、教育委員会<u>及び農業委員会</u>の所管に属する事項</p> <p>(4) <u>都市整備</u>常任委員会</p>	<p>(常任委員会の名称、所管及び委員の定数)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) 総務財務常任委員会            会計管理者、<u>総務部、総合政策部、財務部</u>、監査委員、公平委員会、選挙管理委員会、固定資産評価員、固定資産評価審査委員会及び消防局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項</p> <p>(2) 健康福祉常任委員会  <u>健康福祉部、福祉長寿部、子ども部</u>、福祉事務所及び病院事業の所管に属する事項</p> <p>(3) 教育環境常任委員会  <u>市民部、環境部</u>及び教育委員会の所管に属する事項</p> <p>(4) <u>建設経済</u>常任委員会</p>

<p>都市整備本部及び水道事業の所管に属する 事項</p> <p>3 (略)</p>	<p>経済振興部、街づくり部、建設部、水道事業 及び農業委員会の所管に属する事項</p> <p>3 (略)</p>
--	---